住所　愛知県一宮市今伊勢町本神戸字寺前16番地
鄭幸泰　昭和42年12月26日生
金伊沙子　昭和45年5月25日生
鄭小華　平成7年5月10日生
住所　東京都足立区関原1丁目2番24―203号
韓貴旭　平成4年1月27日生
住所　広島市安佐北区口田南3丁目24番16―1号
李鎭己　昭和28年3月5日生
姜美和　昭和56年8月10日生
姜美子　昭和59年3月7日生
住所　広島市安佐南区緑井1丁目20番17―401号
姜和美　昭和55年5月23日生
住所　神戸市垂水区潮見が丘1丁目9番3号
羅英樹　昭和52年6月8日生
住所　神戸市垂水区上高丸3丁目14番2―501号
羅又明美　昭和46年2月20日生
住所　広島市中区小町3番3―402号
金慶太　昭和56年2月3日生
住所　広島市中区小町3番3―404号
金祐希　昭和63年6月27日生
住所　広島市中区小町3番3―503号
金祥太　昭和61年9月22日生
住所　兵庫県尼崎市武庫之荘東1丁目24番19号
朴麻美　平成3年2月4日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区上野田5丁目152番地
趙雅彦　昭和34年1月11日生
金壽子　昭和31年7月19日生
趙政大　昭和60年12月30日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区中島1丁目449番地
趙昇大　昭和57年10月24日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区中野田1丁目59番地
洪靜告　昭和51年5月7日生
住所　兵庫県高砂市中島2丁目2番41号
金昌南　昭和23年5月1日生
金千惠　平成10年10月5日生
住所　兵庫県高砂市西畑3丁目1番1―101号
朴裕美　平成2年9月21日生
住所　兵庫県加古川市別府町新野辺3103番地
朴智美　昭和63年11月15日生
住所　京都市山科区川田山田1番地31
孫吉男　昭和21年8月26日生
孫美香　昭和58年10月2日生
住所　京都市中京区壬生上大竹町14番地
孫和美　昭和53年8月7日生
住所　京都府八幡市男山美桜6番地12
李博子　昭和22年12月3日生
住所　大阪府枚方市招提大谷2丁目46番27号
韓美佐枝　昭和42年7月3日生
住所　大阪府枚方市長尾元町7丁目2番22号
河佐穂　平成3年2月27日生
住所　大阪市此花区春日出中2丁目5番21号
金俊述　昭和31年7月27日生
住所　大阪府東大阪市長堂3丁目17番8号
金賢治　昭和56年7月25日生
金美香　昭和57年11月23日生
住所　大阪府大東市灰塚5丁目13番60号
朴健次　昭和57年4月23日生
住所　大阪市平野区加美北8丁目8番27―604号
河泰圭　昭和56年8月13日生

○外務省告示第三百二十三号

平成二十四年五月二日にサンサルバドルで、広域防災システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十四年九月七日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　峯村保雄在エルサルバドル大使

エルサルバドル側　ウゴ・ロくル・マルティネス・ボニージャ外務大臣

平成二十四年九月二十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○外務省告示第三百二十四号

平成二十四年九月十日にプリシュティナで、コソボフィルハーモニー交響楽団楽器整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコソボ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コソボフィルハーモニー交響楽団楽器整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五千七百六十万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　浜田和幸外務大臣政務官

コソボ側　エンベル・ホジャイ外務大臣

平成二十四年九月二十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○財務省
経済産業省告示第十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年九月二十七日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変　更　前	変　更　後
営業所又は事務所の名称：青森支店 郵便番号：030―0823 所在地：青森県青森市橋本1―4―5 電話番号：017―734―5411	営業所又は事務所の名称：青森支店 郵便番号：030―0861 所在地：青森県青森市長島2―1―7 電話番号：017―734―5411

(2)　変更年月日

平成24年10月9日

(3)　変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第五百十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の整備に関する告示

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和六十一年労働省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二　平成十一年労働省告示第百三十九号（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する区域を定める件）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する区域

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」に改める。